

令和7年10月7日

支出負担行為担当官
防衛省大臣官房会計課
会計管理官 平下 一三
(公印省略)

公 示

下記の内容により公募するので応募されたい。

記

1. 件 名

レガシー回線移行に係る調査設計役務

2. 参加資格

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ているものは、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 07・08・09年度競争参加資格(全省庁統一資格)「役務の提供等」のC等級以上に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。
- (4) 防衛省から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (5) 前号により、現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。

3. 応募条件

- (1) 下記の資格及び実績を有する者を本役務に配置できること。
 - ・ネットワークスペシャリストの資格を有する者
 - ・官公庁におけるネットワーク換装に関するプロジェクトマネジメント実績を有する者
 - ・V o I Pやネットワーク構築に関する設計実績を有する者
 - ・非常時に備えたバックアップ回線(危機管理用回線)の提供実績または設計実績を有する者(契約実績が分かる書類(契約書や申込書の表紙、契約実績一覧等の一部)、資格証明書)
- (2) 防衛省・自衛隊と国土交通省航空局の間の航空管制業務に用いられる既存有線ネットワーク及び回線切替後の国土交通省航空局と同種の閉域ネットワークについて理解しており、両ネットワークを提供する通信事業者から回線情報等を入手できること。
(回線情報等を入手できることが分かる資料(回線を提供する通信事業者への契約書や申込書の表紙または契約一覧表等の一部、同社から情報提供を受ける旨の同意書等))
- (3) 過去3年以内に、官公庁における100回線以上を対象とした閉鎖ネットワーク換装のための現地調査及び回線付帯工事を含めた設計、換装業務を契約し、完了した実績を有すること。
(契約実績が分かる書類(契約書や申込書の表紙、契約実績一覧等の一部))
- (4) 稼働中のネットワークを対象とした、アナログ音声伝送回線からI P音声伝送回線への切替に係る業務実績を有すること。
(契約実績が分かる書類(契約書や申込書の表紙、契約実績一覧等の一部))

4. 応募要領

- (1) この公募に、応募を希望するものは、応募条件を満たすことを証明する資料、資格審査結果通知書(全省庁統一資格)の写し、仕様書1.4.3 a)~e)に定める本役務の実施体制並びに仕様書7.2 b)~1)~3)までに定める情報保全に係る履行体制に関する資料(詳細は別に示す)を令和7年10月22日(水)の18:00までに提出しなければならない。
- (2) 問い合わせ先
 - 〒162-8801 東京都新宿区市谷本村町5-1 電話03-3268-3111(代)
 - ア 仕様書等の交付場所、応募条件を満たすことを証明する資料等の提出先について
防衛省大臣官房会計課契約係 松井 内線20814 (庁舎A棟10階)
Email matsuiryo@ext.mod.go.jp
 - イ 応募条件について
防衛省大臣官房会計課物品管理係 内線20816 (庁舎A棟10階)
Email naikyoku_chotatsu_mailmagazine@ext.mod.go.jp

5. 資料提出に当たっての留意事項

- (1) 提出資料に虚偽の記載があった場合は、本公募の応募資格を失うものとする。
- (2) 資料提出に要する費用は、応募者の負担とし、提出された資料は返却しないものとする。
- (3) 提出期限以降の資料の差し替え及び再提出は認めないものとする。

6. 提出資料の審査及び結果の通知

- (1) 資料の提出者は、提出資料について説明を求められた場合にはその都度説明をしなければならない。
また、追加資料等の提出を求められた場合には、正当な理由がある場合を除き、必要な資料等を提出しなければならない。
- (2) 資料を提出した者に対し、指名候補者の資格の有無について審査した結果を通知する。

7. その他

原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めないものとする。ただし、真にやむを得ない事由を防衛省が認めた場合には、この限りではない。

仕 様 書			
件 名	レガシー回線移行に係る調査設計役務	作成年月日	令和7年9月25日
		整備計画局サイバー整備課	

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、防衛省・自衛隊の航空管制業務において、国土交通省航空局が管理する拠点との音声及びデータの伝送に用いている通信事業者が提供する既存の部外回線（以下「レガシー回線」という。）の回線切替対応に必要な情報を収集するために行う調査及び設計等について規定する。

1.2 用語の定義

この仕様書に用いる用語の定義は、JIS X 0001～JIS X 0032、IEEE規格、IETF標準勧告、ITU-T勧告、ISO規格によるものとする。

1.3 引用文書等

1.3.1 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版を適用するものとする。

なお、引用文書の定める事項がこの仕様書の内容と異なる場合は、この仕様書の内容を優先する。

a) 規格

- 1) JIS X 0001～JIS X 0032 情報処理用語
- 2) IEEE規格
- 3) IETF標準勧告
- 4) ITU-T勧告
- 5) ISO規格

b) 法令等

- 1) 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）
- 2) 環境物品等の調達の推進に関する基本方針（令和7年1月28日変更閣議決定）
- 3) 装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保について（通達）（防装庁（事）第137号。令和4年3月31日。以下「情報セキュリティ通達」という。）

1.3.2 関連文書

- 1) 消防法（昭和23年法律第186号）
- 2) 電気通信事業法（昭和59年法律第86号）
- 3) 行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）
- 4) 防衛省の情報保証に関する訓令（平成19年防衛省訓令第160号）

1.4 役務実施における必要な条件

1.4.1 組織に関する要求

- a) 契約相手方は、日本国内に本社を有するものとする。

- b) 契約相手方は、企業において取扱う情報資産を適切に保護するために情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）の認証を自社で取得しているものとする。
- c) 契約相手方は、企業において取扱う個人情報を適切に保護するために、プライバシーマークの認証を自社で取得しているものとする。

1.4.2 契約相手方に関する要求

- a) 契約相手方は、本役務の確実な実施を担保するためのプロジェクト体制を整えるものとする。その際、下記の資格及び実績を有する者を本役務に配置するものとする。
 - ア ネットワークスペシャリストの資格を有する者
 - イ 官公庁におけるネットワーク換装に関するプロジェクトマネジメント実績を有する者
 - ウ VoIPやネットワーク構築に関する設計実績を有する者
 - エ 非常時に備えたバックアップ回線（危機管理用回線）の提供実績または設計実績を有する者
- b) 契約相手方は、全国規模のネットワーク・システムの調達支援又はネットワーク設計、構築支援の経験を有するものとする。
- c) 契約相手方は、防衛省の航空管制業務に用いられる機材及び通信回線について理解しており、検討する能力を有するものとする。
- d) 契約相手方は、国土交通省航空局の航空管制業務に用いられる機材及び通信回線について理解しており、防衛省・自衛隊と国土交通省航空局のネットワークの接続について検討する能力を有するものとする。
- e) 契約相手方は、防衛省・自衛隊と国土交通省航空局の間の航空管制業務に用いられる既存有線ネットワーク及び回線切替後の国土交通省航空局と同種の閉域ネットワークについて理解しており、両ネットワークを提供する通信事業者から回線情報等を入手できるものとする。
- f) 契約相手方は、過去3年以内に、官公庁における100回線以上を対象とした閉鎖ネットワーク換装のための現地調査及び回線付帯工事を含めた設計、換装業務を契約し、完了した実績を有するものとする。
- g) 契約相手方は、稼働中のネットワークを対象とした、アナログ音声伝送回線からIP音声伝送回線への切替に係る業務実績を有するものとする。
- h) 契約相手方は、ISO27001の公的機関による認証を有していること。

1.4.3 本役務の実施体制

契約相手方は、本役務の実施に当たって次の体制を確保し、これを変更する場合には、事前に官側と協議するものとする。

- a) 契約相手方は、本調整支援等の履行に際し、業務実施責任者1名を定め、官側からの質問及び資料の提示等の指示に応じなければならない。
- b) 契約の履行に必要な業務に従事する者、かつ、履行中に知り得た情報の保全を確実に行うことができる者（以下「業務従事者」という。）を確保すること。
- c) 上記b)の業務従事者が、過去5年以内に防衛省の装備品等（情報システムを含む。）の調達、維持管理、技術支援及び関連するコンサルティング業務に従事した経験、業績等を

有すること。

- d) 上記 b) の業務従事者が、上記 c) に掲げるもののほか、履行に必要な若しくは有用な、又は背景となる経歴、知見、資格、語学（母語及び外国語能力）、文化的背景（国籍等）、業績等を有すること。
- e) 上記 b) の業務従事者が他の手持ち業務等との関係において履行に必要な業務所要に対応できる態勢にあること。

2 本役務に関する要求

2.1 目的

レガシー回線は、通信事業者の事業計画により、令和11年3月にサービス提供を終了することとなっており、当該回線をIP回線に切り替える必要がある。

その際、既設の航空管制機材は継続利用する必要があることから、回線切替に伴いIP回線の収容が必要となる場所、収容に必要な機材設計を検討する上で必要な現在の航空管制機材、通信機材、付帯設備等（以下「既存機器等」という。）及び回線の利用状況、設置拠点の通信環境の調査及びそれらを踏まえた検討を実施するとともに、継続的な運用を可能とする設計を行うことを目的とする。

なお、設計にあたっては、国土交通省航空局と同種の閉域ネットワークを個別の接続機材を使用することなく構成するとともに、国土交通省航空局のネットワーク構成を踏まえ、国土交通省航空局と防衛省・自衛隊のネットワークが接続できる設計にすることとする。

2.2 役務に関する要求

2.2.1 役務期間

契約締結日から令和8年3月31日までの期間とする。

2.2.2 役務実施場所

防衛省市ヶ谷地区（東京都新宿区市谷本村町5-1）及び官側の指定する場所とする。

なお、本役務の履行において、上記以外の場所での役務実施が必要となった場合は、契約相手方は官側と協議の上、実施する。

2.2.3 役務実施範囲

表-1に指定する防衛省・自衛隊拠点の航空管制装置、付帯設備・装置等及び通信回線を役務の範囲とする。

表-1 対象基地・駐屯地

番号	対象基地・駐屯地	番号	対象基地・駐屯地
1	航空自衛隊千歳基地	2 1	海上自衛隊館山基地
2	航空自衛隊三沢基地	2 2	海上自衛隊厚木基地
3	航空自衛隊松島基地	2 3	海上自衛隊舞鶴基地
4	航空自衛隊百里基地	2 4	海上自衛隊徳島基地
5	航空自衛隊入間基地	2 5	海上自衛隊小月基地
6	航空自衛隊府中基地	2 6	海上自衛隊大村基地
7	航空自衛隊静浜基地	2 7	海上自衛隊鹿屋基地

8	航空自衛隊浜松基地	28	陸上自衛隊帯広駐屯地
9	航空自衛隊小松基地	29	陸上自衛隊旭川駐屯地
10	航空自衛隊岐阜基地	30	陸上自衛隊丘珠駐屯地
11	航空自衛隊小牧基地	31	陸上自衛隊霞目駐屯地
12	航空自衛隊美保基地	32	陸上自衛隊北宇都宮駐屯地
13	航空自衛隊芦屋基地	33	陸上自衛隊霞ヶ浦分屯地
14	航空自衛隊春日基地	34	陸上自衛隊立川駐屯地
15	航空自衛隊築城基地	35	陸上自衛隊明野駐屯地
16	航空自衛隊新田原基地	36	陸上自衛隊八尾駐屯地
17	航空自衛隊那覇基地	37	陸上自衛隊目達原駐屯地
18	海上自衛隊大湊基地	38	陸上自衛隊高遊原駐屯地
19	海上自衛隊八戸基地	39	陸上自衛隊木更津駐屯地
20	海上自衛隊下総基地		

2.3 役務実施項目

契約相手方は、本役務において以下を実施するものとする。

- a) 現状把握
- b) 全体設計
- c) ネットワーク詳細設計
- d) 機材構成案の作成
- e) I F 変換装置の開発計画の作成
- f) 事前検証計画の作成
- g) 保守計画の検討

上記項目について、具体的な実施内容及び要求は次のとおりとする。

2.3.1 現状把握

2.3.1.1 機材及び通信回線の運用状況調査

レガシー回線の I P 回線への移行に必要な情報として、以下の調査を実施する。

- a) 既存回線の回線構成及び回線機器と既存機器等の接続構成に関する調査
- b) 既存回線で利用している通信機材に関する調査
- c) 既存回線の運用・保守に関する調査
- d) 新設回線の構築・運用・保守に関する要望の調査
- e) 統合後の新設回線に係る通信要件に関する調査
- f) 統合後の新設機材のファシリティ(ラックスペース、電力等)に関する調査

2.3.1.2 調査方法

契約相手方は、役務履行に必要な情報を収集するためのヒアリングシートを作成し、各拠点又は既存機材を管理する自衛隊に対し書面調査を実施する。また、書面調査の結果を踏まえ、現地確認が必要となる拠点については、要求元を介して協議の上、現地調査を実施する。

なお、2.3.1.1 機材及び通信回線の運用状況調査の d)については、各自衛隊を監督する各幕僚監部にも書面調査等を行うこととする。

2.3.1.3 調査結果

契約相手方は、調査結果を踏まえ、対象回線名、回線接続図及び機材構成図を作成する。

2.3.2 全体設計

2.3.2.1 新たなネットワーク構成の検討

官側が指定する I P 回線を用いた国土交通省航空局の拠点及び各自衛隊の拠点を結ぶ新たなネットワーク構成について、2.3.1 現状把握の結果に基づき具体的な構成を検討し、ネットワーク構成案を作成する。

ネットワーク構成案の作成に当たっては、ネットワーク所要、事業スケジュール、予算等を考慮するものとし、国土交通省航空局との接続について、接続条件を整理し要求元を通じて調整及び整合を図る。必要に応じ、既存機器の製造メーカ等に仕様の確認等を行うものとする。

2.3.3 ネットワーク詳細設計

2.3.2 全体設計の結果を踏まえ、ネットワーク論理構成及び物理構成を検討し、ネットワーク細部設計案及び I P アドレス設計案を作成する。

また、ネットワークの設計結果の所要を満たす I P 回線サービスを選定し、費用見積もりを作成する。

2.3.4 機材構成案の作成

既存機器への I P 回線の収容において、必要となる機材を検討し、機材構成案を作成する。機材構成案には、必要となる装置構成図、機材の品名、型番、接続方式、経費等について、拠点ごとの具体的な案を含むものとする。

個別開発が必要な I F 変換装置に関しては、提示可能な範囲においての提示とする。

2.3.5 I F 変換装置の開発計画の作成

2.3.1 現状把握で確認した既存機器等に対して、I F 変換装置の個別開発の必要性に関して調査し、必要に応じて I F 変換装置の開発計画を作成する。なお、個別開発の必要性については、I F 変換装置の開発・検証スケジュールと事業スケジュール、予算等も踏まえ検討する。

2.3.6 事前検証計画の作成

今後の回線切替における運用への影響を極限化し、回線切替を円滑に実施するために、事前検証に必要な要件及び検証項目を検討し、事前検証計画を作成する。その際、国土交通省航空局の事前検証計画や回線移行計画も踏まえて作成する。

2.3.7 保守計画の検討

回線切替後のネットワークにおいて必要な、I P アドレス等の管理を含めたネットワーク保守要領を検討する。

2.4 本役務の要領

2.4.1 実施計画書の作成

契約相手方は、本役務を実施するために必要な作業を検討し、契約後速やかに、次の事項を

記載した実施計画書を作成し、要求元の承認を受けるものとする。

- a) 役務内容の細部項目
- b) 役務の実施要領

2.4.2 本役務の実施

実施計画書に基づき、2.3 役務実施項目を実施し、その結果を表-3の期限までに、成果報告書により報告するものとする。

2.4.3 本役務の状況の報告

本役務の状況について、成果報告書の提出後も、要求元の求めに応じ、随時状況報告を行うものとする。

3 提出書類

契約相手方は、表-2に示す提出書類を官側に提出し、確認を得るものとする。

表-2 提出書類

書類の名称	部数	提出期限	備考
実施計画書	1	契約後速やかに	電子媒体
業務従事者名簿	1	契約後速やかに並びに必要な都度	電子媒体

※ 契約相手方が準備した電子媒体は、CD-R等に格納すること。

4 納入品

納入品は、表-3のとおりとする。

表-3 納入品

納入品	部数	納入期限	備考
成果報告書	1	令和8年3月31日	電子媒体

※ 契約相手方が準備した電子媒体は、CD-R等に格納すること。

5 納入場所

〒162-8801 東京都新宿区市谷本村町5-1
防衛省整備計画局サイバー整備課

6 検収

支出負担行為担当官及び整備計画局サイバー整備課の支出負担行為担当官補助者（以下「支出負担行為担当官等」という。）が行う。

7 情報保全

7.1 守秘義務

契約相手方は、この業務の履行に当たり知り得た事項について守秘義務を負い、その効力は契約終了後も継続するものとする。

7.2 情報保全に係る体制の確保

契約相手方は、本役務の履行に当たって、以下の事項を遵守すること。

- a) 契約相手方は、業務関係書類の作成等を会社で行う場合に使用するパソコンは、情報の流出について万全を期すため、ファイル交換ソフトをインストールしないものを使用するとともに、ウイルス対策ソフトをインストールした上で、ウイルス定義ファイルを常に最新のものとする。また、役員等が個人で所有しているパソコンを使用してはならない。
なお、第三者を従事させる場合も同様とする。
- b) 契約相手方は、この契約の履行に際し知り得た保護すべき情報（情報セキュリティ通達第2項第1号に規定する情報をいう。）その他の非公知の情報（以下「保護すべき情報等」という。）の取扱いに当たっては、情報セキュリティ通達における添付資料「装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保に関する特約条項」及び別紙「装備品等及び役務の調達における情報セキュリティ基準」に基づき（保護すべき情報に該当しない非公知の情報にあっては、これらに準じて）、適切に管理するものとする。この際、特に、保護すべき情報等の取扱いについては、次の履行体制を確保し、これを変更した場合には、遅滞なく官に通知するものとする。
 - 1) 契約を履行する一環として契約相手方が収集、整理、作成等した情報が、保護すべき情報（情報セキュリティ通達第5項第4号の規定に基づく解除をしようとする場合に、同号に規定する確認を行うまでは保護すべき情報として取扱うものとする。）として取扱われることを保障する履行体制をとること。
 - 2) 発注者の同意を得て指定した取扱者以外の者に取り扱わせないことを保障する履行体制をとること。
 - 3) 発注者が書面により個別に許可した場合を除き、受注者に係る親会社、地域統括会社、ブランド・ライセンサー、フランチャイザー、コンサルタントその他の受注者に対して指導、監督、業務支援、助言、監査等を行う者を含む一切の受注者以外の者に対して伝達又は漏えいされないことを保障する履行体制をとること。

7.4 立入制限区域への立入

契約相手方は、立入制限区域へ立ち入る必要が生じた場合は、官側に申請の上、許可を得なければならない。

7.3 保護情報

契約相手方は、本役務の履行に当たって、以下の事項を遵守する。

- a) 契約相手方は、知り得た保護情報の取扱いに当たっては、情報セキュリティ通達に基づき適切に管理する。細部は表－4のとおりとする。

表－4 保護情報

番号	保護すべき情報	保護すべき情報の詳細	企業で取扱う際の留意事項
1	・防衛省・自衛隊の航空管制業務における現在及び今	・防衛省・自衛隊の航空管制業務における現在の回線	・官側の現地調査時、設計時において保護すべき

	後の通信構成等	構成、通信機材、運用・保守等に関する情報及び今後のネットワーク構成、通信機材構成、構築・運用・保守等の検討に関する情報 ・防衛省・自衛隊と国土交通省航空局とのネットワーク接続に関する情報	情報が類推される場合は保護の対象とする。 ・官側との調整時、提出書類の作成時に明らか又は類推される場合には保護の対象とする。
--	---------	--	---

8 その他の指示

8.1 貸付品

契約相手方は、本役務の実施に必要な官側の保有する資料等について、要求元と協議の上、無償で貸付け又は閲覧することができる。

8.2 官側の支援

契約相手方は、本役務の実施に当たり官側の支援を必要とする場合には、官側と調整の上、次の事項について無償で支援を受けることができる。

- a) 本役務の履行に必要な官側資料等の貸与又は閲覧等
- b) 現地調査に必要な諸調整
- c) 官側の保有する施設、設備、機器、電力、用水等の使用及び操作に関する事項
- d) その他、官側が必要と認めた事項

8.3 所有権及び著作権

- a) 本役務によって作成した書面（電子媒体を含む。）その他類似の派生物の所有権及び著作権は、官側に帰属するものとする。ただし、契約相手方が本役務より前から所有している著作権及び第三者が所有している著作権は、この限りではない。
- b) 第三者が権利を有する著作物を使用する場合は、その著作権その他の権利を侵害しないことを確認すること。

8.4 本役務に従事する者の申請

契約相手方は、本役務に従事する者について、業務従事者名簿を契約後速やかに作成し、支出負担行為担当官等に提出し、承認を得るものとする。本役務に従事する者の追加、変更等が生じた場合は、遅滞なく支出負担行為担当官等の承認を得るものとする。

8.5 第三者の従事

契約相手方は、本役務の履行に当たり、第三者に従事させる必要がある場合には、あらかじめ当該第三者の事業者名等を届け出なければならない。

8.6 立入禁止場所等への立入

官側の立入禁止場所に立ち入る場合は、各機関等の立入手続に従い、実施するものとする。

8.7 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律の遵守

調達物品等は「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」の基準を満たすものとする。ただし、基本方針の改定があった場合には、これに従うものとする。

8.8 疑義事項

本仕様書に疑義が生じた場合は、速やかに支出負担行為担当官等と協議し、その指示に従うものとする。

情報セキュリティ指定書	発 簡 番 号	
	調 達 要 求 番 号	
	調 達 要 求 年 月 日	
	作 成 部 課	整備計画局サイバー整備課
	作 成 年 月	令和7年9月25日
品 名	レガシー回線移行に係る調査設計役務	
仕 様 書 番 号		

1 保護すべき情報の管理

契約相手方は、この契約の履行に当たり知り得た保護すべき情報の取扱いに当たっては、装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保について（防装庁（事）第137号。令和4年3月31日）別添の装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保に関する特約条項の規定に基づき、適切に管理するものとする。

2 保護すべき情報として指定された情報

保護すべき情報	保護すべき情報の詳細	企業で取り扱う際の留意事項	備 考
防衛省・自衛隊の航空管制業務における現在及び今後の通信構成等	<ul style="list-style-type: none"> 防衛省・自衛隊の航空管制業務における現在の回線構成、通信機材、運用・保守等に関する情報及び今後のネットワーク構成、通信機材構成、構築・運用・保守等の検討に関する情報 防衛省・自衛隊と国土交通省航空局とのネットワーク接続に関する情報 	<ul style="list-style-type: none"> 官側の現地調査時、設計時において保護すべき情報が類推される場合は保護の対象とする。 官側との調整時、提出書類の作成時に明らか又は類推される場合には保護の対象とする。 	—

3 特記事項

細部については、別途官側が指示する。